

公 告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 牛崎 真由美

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調達要求番号		物品番号		仕様書番号	
2K0H12I00140		2L9Z1AG0135 0001					
品名 または 件名							
標準化適用支援役務							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数量	単位	銘柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
1.00	ST						
納地または工事場所				引渡場所			
現地							
搬入場所				納期または工期			
				令和5年3月31日(金)			

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊中央会計隊契約科事務室及び中会ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/dc/cfin/html/>)

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和4年12月19日(月)11時00分 中央会計隊入札室(E-1棟 6F)

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札に関する条件

ア 仕様書第4項の 4. 1. 1 従事者等の要件において示す従事者名簿等及び4. 2. 1 b) の防衛省における実績を有することが確認できる書類は、入札前までに1部作成し、下記へ提出すること。

提出先：陸上自衛隊中央会計隊契約科第2契約班
嶋村 (TEL: 03-3268-3111 内線47565)

イ 仕様書第4項の 4. 2. 3 実施責任者に関する要求及び4. 2. 4 役務従事者のスキルに関する要求において示すものは、令和4年12月14日(水曜日)1500までに下記へ提出し、確認を受けるものとする。

提出先：陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部
指揮通信システム課 三浦 (TEL: 03-3268-3111 内線40583)

(2) 入札の方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 契約書作成の要否

ア 契約金額が50万円以上の場合は請書、150万円を超えた場合は契約書を作成し提出すること。契約書等の記載要領等の細部については、落札決定後落札者に説明する。

イ 適用する条項

補給処等標準契約書

「役務請負契約条項」

「談合等の不正行為に関する特約条項」

「暴力団排除に関する特約条項」

「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」

なお、経費率算定対象業者については

「資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項」

「利益制限契約に関する特約条項」

「原価監査付契約に関する特約条項」

を上記条項に追加する。

(4) その他

ア 競争参加資格の年度は令和04・05・06年度とする。

イ 入札及び契約に関する詳細は「入札及び契約心得」を閲覧されたい。

ウ 最低入札価格が予算決算及び会計令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予算決算及び会計令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力されたい。

エ 郵便による入札は、予め郵送を担当者に連絡の上、入札開始日の前日17時00分（前日が休日及び休養日の場合は、その前日）までに担当者必着分を有効とする。

オ 代理による入札者は、入札時までに委任状を提出すること。

カ 入札に参加する者は、入札までに「資格審査結果通知書（写）」を提出すること。
（メール又はFAX可）

キ 郵便入札があった場合の再度入札の日時場所

令和4年12月22日（木）13時30分 中央会計隊入札室（E-1棟6F）

ク その他の項目については別紙による。

ケ 不明事項等の問い合わせ先

中央会計隊契約科第2班 嶋村

(TEL:03-3268-3111 内線47565)

(FAX:03-5269-5135 (直通))

1 競争に参加する者に必要な事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。
- (6) 第4号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、入札及び契約心得第3章第12項第2号に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
- (7) 下請負を行わせる場合は、日本国内に所在する国内事業者に請け負わせるものとし、2次下請負以下も同様とする。

2 入札の無効

- (1) 第1項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札
- (2) 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札。
- (3) 電報及び電話による入札。
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合または契約に反する事態が生じた場合

3 違約金

落札者が契約締結に応じない場合は、落札価格の100分の5以上、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
標準化基準適用支援役務	陸幕指通-C-Z-000059	
	防衛大臣承認	令和 年 月 日
	作 成	令和4年11月18日
	変 更	令和 年 月 日
	作成部隊名	陸上幕僚監部 指揮通信システム・情報部 指揮通信システム課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、標準化基準適用支援役務（以下、“本役務”という。）について規定する。

1.2 用語の定義

この仕様書で用いる主な用語の定義は、GLT-CG-Z000001及びJIS X 0001～JIS X 0032によるほか、次による。

a) 将来の陸上自衛隊C4Iシステム（仮称）

陸自指揮システムを含め、現行の師団等指揮システム、火力戦闘指揮統制システム、対空戦闘指揮統制システム、野外通信システムその他、各種センサ、ウェポンシステムを標準化することにより、「Sensors to Shooters」を実現し得るC4I（Command, Control, Computer, Communication, and Intelligence）システムのことをいう。

b) 検証事業

第2師団等において実施する師団等指揮システム（検証用）、火力戦闘指揮統制システム（検証用）、対空戦闘指揮統制システム（検証用）、システム・ネットワーク管理装置（検証用）、システム・ネットワーク管理装置借上、野外通信システム（検証用）の検証であり、技術援助“通信電子器材等”をもって実施する事業をいう

c) “標準化基準書”適用対象等事業

システム・ネットワーク管理装置（本器用ソフトウェア）、10式戦車等に搭載されている指揮統制装置の汎用化改修に係る設計、移動監視レーダ装置及び将来の陸上自衛隊C4Iシステム（仮称）と技術的整合を必要とする事業をいう

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を

なすものであり、特に指定するものを除き入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし、契約履行中に改版された場合においては、調達要求元及び契約の相手方で協議の上、その適用を決定するものとする。

a) 規格

J I S X 0 0 0 1 ~ J I S X 0 0 3 2 情報処理用語

b) 仕様書

G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

c) 法令等

取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）

（防衛調第4608号（19. 4. 27））

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）[防経装第9246号（21. 7. 31）]

防衛装備庁における装備品等又は役務の調達における総合評価落札方式の適用に関する事務処理要領の細部事項の調査研究等への適用に当たっての追加事項について（通知）

[装管調第68号（令和元年5月7日）]

政府システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン[各府省CIO連絡会議決定（26. 12. 13）]

陸自C4ISRシステム標準化基準書（第1版） 付録（注意）

1.3.2 関連文書

a) 仕様書

G L T - C G - C 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊電子機器共通仕様書

G S - C 6 8 5 0 0 8 師団等指揮システム

G S - C 6 4 5 5 5 5 対空戦闘指揮統制システム

G S - C 6 4 5 7 7 0 火力戦闘指揮統制システム

G S - C 6 7 5 8 1 4 新野外通信システム（広域多目的無線機）

G S - C 6 7 5 9 0 8 野外通信システム

H S - X 1 9 2 6 4 0 陸自クローズ系クラウド基盤の設計

H S - X 1 9 2 6 8 9 陸上自衛隊の現有指揮統制システム及びネットワーク装備等の標準化改修に係る概要設計

別冊 秘密事項の指定等（部内限り）

H S - X 1 9 2 7 0 0 陸上自衛隊の現有指揮統制システムの標準化改修に係る概要設計

H S - X 1 9 2 7 0 3 陸上自衛隊のネットワーク装備等の標準化改修及びシステム・ネットワーク管理装置の構築に係る概要設計

G S - C 6 8 6 4 5 5 師団等指揮システム（検証用）

別冊 秘密事項の指定等（注意）

GS-C646452	火力戦闘指揮統制システム（検証用） 別冊 秘密事項の指定等（注意）
GS-C646453	対空戦闘指揮統制システム（検証用） 別冊 秘密事項の指定等（注意）
HS-X192742	師団等指揮システム（検証用）検証機用ソフトウェア改修
HS-X192746	火力戦闘指揮統制システム（検証用）検証機用ソフトウェア改修
HS-X192747	対空戦闘指揮統制システム（検証用）検証機用ソフトウェア改修
HS-X192778	師団等指揮システム（検証用）検証機用ソフトウェア改修 （その2）
HS-X192775	火力戦闘指揮統制システム（検証用）検証機用 ソフトウェア改修（その2）
HS-X192776	対空戦闘指揮統制システム（検証用）検証機用ソフトウェア改修（その2）
GS-C906456	システム・ネットワーク管理装置（検証用）
GS-C906557	システム・ネットワーク管理装置（本器用ソフトウェア）
GS-C906541	システム・ネットワーク管理装置（検証機）借上
GS-C906568	システム・ネットワーク管理装置借上
HS-C508084	システム・ネットワーク管理機能の整備（データ移行）
GS-C676454	野外通信システム（検証用）
HV-B730003	10式戦車等に搭載されている指揮統制装置の汎用化改修に係る設計
GS-C646498	移動監視レーダ装置GTPS-4
HS-X507989	陸自クローズ系クラウド基盤に係るシステムインテグレーション役務
	将来陸自C4Iシステムのシステムインテグレーション技術支援役務
	将来陸自C4Iシステムのシステムインテグレーション技術支援役務（その2）
	将来陸自C4Iシステムのシステムインテグレーション技術支援役務（その3）
陸幕指通-C-Z-000025	将来陸自C4Iシステムのシステムインテグレーション技術支援役務（その4）
陸幕指通-C-Z-000058	将来陸自C4Iシステムのシステムインテグレーション技術支援役務（その5）

b) 法令等

秘密保全に関する訓令〔防衛省訓令第36号(19.4.27)〕

将来の陸上自衛隊のC4Iシステムに関する要件定義書

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

「陸自C4ISRシステム標準化基準書（第1版）」（以下、「標準化基準書」という）について、陸上自衛隊が整備するシステム及びセンサ・ウェポンに適用するための支援を行う。

具体的には、「標準化基準書」適用対象等事業に対し、「標準化基準書」で示された技術的遵守事項などが適切に実現されているかの評価又は適切に実現されていない場合の是正処置、確認について、中立かつ公正な立場から官側を技術的に支援するものとする。

2.2 役務の内容

契約の相手方は、以下に示す役務を実施するものとする。

2.2.1 標準化基準適用支援

契約相手方は、要求元が指定する「標準化基準書」適用対象等事業に対し、設計内容が「標準化基準書」に準じているかの確認を行うものとする。

2.2.1.1 適用確認

「標準化基準書」適用対象等事業の仕様書及び設計内容等に対し、ドキュメント等の確認、各種会議体等への参加を通して標準化基準の適用状況を確認する。

2.2.1.2 適用検討支援

- a) 「標準化基準書」適用対象等事業の設計に対する「標準化基準書」の適用に関する各種技術的助言を行う。
- b) 設計内容等について、「標準化基準書」との乖離があった場合の、是正等に係る官側の検討に必要な技術的助言を行う。

2.2.2 標準化適用確認ドキュメント作成

要求元が指定する「標準化基準書」適用対象等事業において、設計内容に対する「標準化基準書」適用状況の確認を容易にするドキュメントを作成する。

2.2.3 「標準化基準書」改訂

「標準化基準書」適用対象等事業等の最新の設計内容等を踏まえ、「標準化基準書」の内容を更新し、構成の変更を含め、改定案として提示する。

2.2.4 標準化維持のための変更管理

検証事業において、「標準化基準書」に準じて製造したソフトウェアの仕様及び変更内容を把握し、変更発生時の影響確認を行うとともに、管理支援・提供支援などを実施する。

2.2.5 その他の要求

要求元が指定する調整会同等に参加するものとする。また、本役務に対応したより良い新たな提案がある場合は、要求元と調整の上、提案を行うものとする。

2.4 作業実施場所および役務期間

2.4.1 作業実施場所

実施場所は、市ヶ谷駐屯地の施設内、要求元の指示する場所及び要求元から承認された場所とする。

2.4.2 役務期間など

役務期間などは、調達要領指定書により、細部は官側との調整による。

3 品質保証

3.1 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官（以下、「担当官」という。）の定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 契約の相手方の条件等

4.1.1 従事者等の要件

“防衛装備庁における装備品等又は役務の調達における総合評価落札方式の適用に関する事務処理要領の細部事項の調査研究等への適用に当たっての追加事項について（通知）”の第4項（1）の従事者名簿及び該当する場合は（2）、（3）、（4）を公告日以後、入札前までに1部作成し、担当官に提出するものとする。

4.1.2 入札制限

“政府システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン”に基づき、システムの調達の公平性を確保するため、本役務に入札するものは、将来の陸上自衛隊C4Iシステム（仮称）の設計・製造（維持・改修を含む）及び機器等借上げの事業の主契約者でないものとする。

4.2 契約相手方の実施体制等

4.2.1 組織に関する要求

組織に関する要求は、次による。

- a) 将来の陸上自衛隊C4Iシステム（仮称）に係わる設計、製造及び機器借上に係る事業の契約の相手方（契約の相手方の連結親会社、連結子会社、持分法適用会社も含む。）とはならないものとする。
- b) 防衛省の指揮統制システムの構築、システムインテグレーションの実績を有するものとする。
- c) 本社組織が日本国内に所在するものとする。

4.2.2 実施体制

契約の相手方は、効果的で時宜を得た技術支援を実施しうる体制を整えるものとする。

なお、必要に応じ第三者機関の専門家を充当し、要求元が要求する品質を達成するために必要な技術支援の体制に万全を期するものとする。

4.2.3 実施責任者に関する要求

実施責任者に関する要求は、次のa)又はb)による。

なお、a)又はb)は、入札3日前までに確認のための写しなどを、要求元に提出するものとする

- a) 独立行政法人情報処理推進機構が実施する情報処理技術者試験のプロジェクトマネージャー

(PM) 試験に合格しているものとする。

- b) 米国プロジェクトマネジメント協会の PMP (Project Management Professional) 資格を保有しているものとする。

4.2.4 役務従事者のスキルに関する要求

本役務に入札しようとする事業者は、4.2.3、4.2.4.1、4.2.4.2 及び 4.2.4.3 を満たしていることを確認するため、本役務に従事させる予定の者の資格、経験及び実績が判断できる経歴書 1 部を紙媒体（様式随意）にて、要求元に入札 3 日前までに提出するものとする。

4.2.4.1 設計内容の評価

- a) 要求元が指定する“標準化基準書”を適用し開発が行われる各事業の設計内容について、特定の設計請負会社の技術に偏向することなく、“標準化基準書”の適用度合を迅速に分析・評価できるものとする。
- b) 設計内容について、“標準化基準書”との乖離部分を的確に抽出するとともに、処置・対策を提案できるものとする。

4.2.4.2 “標準化基準書”の理解

“標準化基準書”の内容を理解し、将来の陸上自衛隊 C 4 I システム（仮称）に係る関連事業の最新状況と整合した、改訂に向けての提言ができるものとする。

4.2.4.3 変更管理

将来の陸上自衛隊 C 4 I システム（仮称）に係る変更管理について、当該事業の設計を理解した上で、各種リスクを分析するとともに、処置要領等を検討し、事業間調整により課題解決を図ることができるものとする。

4.3 提出書類等

提出書類等は、表 1 によるものとし、契約の相手方は、要求元の確認を受けた後、提出するものとし、当該電子記憶媒体は、提出前にコンピュータ・ウイルスチェックを実施するものとする。

表 1 提出書類

番号	名称	提出時期	部数		提出先	様式
			紙	電子媒体		
1	実施計画書	契約締結後	—	1	陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部 (指揮通信システム課長気付)	随意
2	従事者名簿	速やかに	—	1		
3	陸自 C 4 I S R システム標準化基準書 (第 2 版)	令和 5 年 3 月末	1	—		“標準化基準書”に準ずる。
<p>注記 用紙は A4 版とし、ファイルとじを行う。電子媒体は CD-R あるいは DVD-R とする。 電子媒体で提出する書類のデータ形式は、Microsoft Office 形式とする。</p>						

4.4 調整会同の実施

契約の相手方は要求元の指示に基づき、月1回を基準として調整会同を実施し、“標準化基準書”の適用状況の確認をするとともに、懸案事項等について官側及び官側が指定する事業者等と調整を行うものとする。

4.5 秘密保全

秘密保全は、次による。

- a) 契約の相手方は、本契約に係る物件、文書などで“注意”又は“部内限り”に指定されたものの取扱いは、“取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）”により、その取扱いには万全の注意を払わなければならない。
- b) 契約の相手方は、本契約の履行により直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、それらの部外への利用、公表等を防衛省の許可なく行ってはならない。

4.6 情報の保全

契約の相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）”に基づき適切に管理するものとする。

なお、保全すべき情報は、将来の陸上自衛隊C4Iシステム（仮称）の機能及び性能とする。

4.7 著作権

本役務において、官側に成果物を提出したとき、その著作権も附属して官側に移転するものとする。ただし、契約相手方が本役務の以前から所有している著作権及び第三者の所有している著作権については、この限りではない。

4.8 無償貸付品

無償貸付品は、GLT-CG-Z000001の箇条5によるものとし、官側が必要と認めたものについて無償貸付を受けることができる。

4.9 官側の支援

契約の相手方は、本契約の履行に当たり、官側が認める場合、次の事項について所要の支援を受けることができる。

- a) 駐屯地施設の立入り及び施設の利用
- b) 電力、用水などの使用
- c) 本役務に必要な機器の使用
- d) 必要な資料などの提示
- e) その他官側が必要と認めた事項

4.10 不具合の処理

本役務の履行に当たり、不具合が発生した場合は、速やかに担当官の指示を受けるものとする。

4.11 仕様書に関する疑義

仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

調達要領指定書	調達要求番号	2L9Z1AG0135
	調達要求年月日	令和 4年 11月 21日
	作成部課	陸幕指揮システム通信・情報部指揮通信システム課
	作成年月日	令和 4年 11月 18日
品名	標準化基準適用支援役務	
仕様書番号	陸幕指通-C-Z-000059	
<p>指定事項</p> <p>2.4.2 役務期間など 1日あたりの本役務提供時間は、8時間（平日）とし、合計時間4180時間を基準とする。 なお、役務期間は、契約締結日から令和5年3月31日とし、細部は官側との調整による。</p>		

情報セキュリティ指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	2L9Z1AG0135
	調 達 要 求 年 月 日	令和4年11月21日
	作 成 部 課	陸上幕僚監部 指揮通信システム・情報部 指揮通信システム課
	作 成 年 月	令和4年11月21日
品 名	標準化基準適用支援役務	
仕 様 書 番 号	陸幕指通-C-Z-000059	
<p>1 指定事項</p> <p>契約の相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務調達における情報セキュリティの確保について（防経装第9246号。21.7.31）添付資料「調達における情報セキュリティ基準」に基づき適切に管理するものとする。</p> <p>2 保護すべき情報</p> <p>陸自C4ISRシステム標準化基準書（第1版） 付録（注意）を、保護すべき情報として指定する。</p>		

契約手続における押印等の省略について

日頃より中央会計隊の調達案件についてきましてご協力を頂きありがとうございます。

この度、押印等の省略について、令和3年4月1日以降、以下のとおり実施することとしましたので、お知らせします。

記

- 1 押印が必要な書類
契約書（なお、割印は不要）
- 2 押印を省略できる書類
契約書以外の書類
- 3 押印省略時の措置
契約書以外の書類への押印を省略する場合は、代表者名のほか責任者及び担当者の氏名並びに連絡先を記入願います。
なお、記載された連絡先には、必要に応じ、当方から御連絡させていただく場合がございます。
- 4 その他
従来どおり契約書以外の書類への押印を省略しない場合には、責任者及び担当者の氏名並びに連絡先の記入は不要です。

入 札 書

調達要求番号	2L9Z1AG0135	契約実施計画番号	2K0H12I00140
--------	-------------	----------	--------------

金 額 ¥

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
標準化適用支援役務	仕様書のとおり	ST	1		
納 入 場 所	現 地	納 期		令和5年3月31日	
入 札 保 証 金	免 除	入札書有効期間		/	

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
 陸上自衛隊中央会計隊
 契約科長 牛崎 真由美 殿

住 所
 会 社 名
 代 表 者 名

委任状（入札等）

殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

印

年度の入札等について、入札書又は見積書の提出に関し、
年 月 日から 年 月 日までの間、
を代理人と定め、下記権限を委任します。
なお、委任解約した場合には連署のうえ届け出ます。

記

- 1 入札書提出の件
- 2 見積書提出の件
- 3 その他上記委任事項に関する一切の件

年 月 日

委任者

印

受任者

印